

補助金等事業概要

補助事業名	佐渡市障害者通所施設整備事業費補助事業
補助の区分	事業補助（協調事業補助） 事業補助（建設的補助）
補助の概要	障害福祉サービスの基盤整備を促進するため、社会福祉法人等が行う障害者通所施設整備に要する経費の一部助成する。
補助事業者	社会福祉法人等
補助対象経費	通所施設の整備（通所施設の整備と一体的に整備されるものであって、市長が必要と認めた整備を含む。）に必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費（工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費、設計監督料等をいい、その額は、工事費又は工事請負費の2.6%に相当する額を限度額とする。）。ただし、別の負担（補助）金等において別途補助対象とする費用を除く。
類似補助の有無	有
※類似補助金の統合メニュー化	○同種の補助金の統合検討 令和元年9月1日に統合予定
補助金額（定額、上限、下限等）	国の補助基準に1/2を乗じた額。ただし、事業者負担額の1/2以内（上限）
※少額補助金は廃止	○少額（5万円以下）補助金の理由
補助率等	「社会福祉施設等施設整備費の国庫負担（補助）について」（平成17年10月5日厚生労働省発社援第1005003号厚生労働事務次官通知）別紙「社会福祉施設等施設整備費国庫補助金交付要綱」に規定する基準単価に2分の1を乗じた額。ただし、社会福祉法人等自己負担額の2分の1を超えないものとする。
※補助率は原則1/2以下（市単独の場合）	○補助率が市単独補助で実質1/2を超える理由
数値目標等	数値化
※数値目標の設定検証	第5期障がい福祉計画期間内（2018年～2020年） 生活介護 10人 就労移行支援 10人 就労継続支援B型 20人 定員増員 ○目標に対する費用対効果（計算式） ○目標を数値化できない理由及び他の評価方法
補助制度開始	平成31年4月1日
見直し時期	令和元年9月1日廃止予定
補助終期	-
※サンセット方式の徹底	○終期の設定が3年を超える場合の理由
補助事業の募集・開示等	○開示内容及びその方法（手段）
事業担当（担当部署）	社会福祉課
（電話番号）	0259-63-5113